

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立にしお特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正理由

- (1) 愛知県立にしお特別支援学校の設置に伴い新たに項を追加するもの。
- (2) 春日台特別支援学校の過大化による教室不足の解消を図るため、小牧特別支援学校に臨時的に設置している知的障害・高等部については、平成31年4月の瀬戸つばき特別支援学校開校に伴い春日台特別支援学校の教室不足の解消が図られたこと及び令和2年度末をもって在籍者がいなくなることから、廃止するもの。

### 2 改正内容

- (1) 新設特別支援学校を設置する。

① 名 称	愛知県立にしお特別支援学校		
② 障害種別	知的障害・肢体不自由		
③ 部・科	小学部	中学部	高等部
④ 学 科			普通科
⑤ 修業年限	6年	3年	3年
⑥ 入学資格			学校教育法第57条に規定する者

- (2) 別表の愛知県立小牧特別支援学校の項から知的障害に係る規定を削除する。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

ただし、愛知県立にしお特別支援学校の項を加える規定は令和4年4月1日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立安城特別支援学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立にしお特別支援学校			知的障害		
			高等部	中学部	小学部
肢体不自由			高等部	中学部	小学部
高等部	中学部	小学部	普通科	普通科	普通科
三年	三年	六年	三年	三年	六年
			学校教育法第五十七条に規定する者		
			学校教育法第五十七条に規定する者		

別表愛知県立小牧特別支援学校の項を次のように改める。

愛知県立小牧特別支援学校		
肢体不自由		
高等部	中学部	小学部
普通科		
三年	三年	六年
学校教育法第五十七条に規定する者		

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表愛知県立安城特別支援学校の項の次に一項を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

愛知県立いなざわ特別支援学校の項以下略	愛知県立小牧特別支援学校			愛知県立にしお特別支援学校			愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立安城特別支援学校の項まで略		
	肢体不自由			肢体不自由			知的障害		
	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部
	普通科			普通科			普通科		
	三年	三年	六年	三年	三年	六年	三年	三年	六年
	学校教育法第五十七条に規定する者			学校教育法第五十七条に規定する者			学校教育法第五十七条に規定する者		

別表（第一条関係）

同上	愛知県立小牧特別支援学校			同上			同上		
	肢体不自由			知的障害			同上		
	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部
	普通科			普通科			普通科		
	三年	三年	六年	三年	三年	六年	三年	三年	六年
	学校教育法第五十七条に規定する者			学校教育法第五十七条に規定する者			学校教育法第五十七条に規定する者		